

保育料基準額表（大野保育所）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	
階層区分	定 義		
A	生活保護世帯	0	
B	市町村民税非課税世帯	ひとり親家庭等	0
		ひとり親家庭等以外の世帯	3,000
C	A階層及びB階層以外の世帯	ひとり親家庭等	3,000
		ひとり親家庭等以外の世帯	4,000

【附記】

1. 階層区分Bに該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料です。
2. 階層区分Cに該当する世帯で、ひとり親家庭等に該当し、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料です。
3. 階層区分C（所得割額57,700円未満に限る）に該当する世帯で、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
 - （1）最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目は、無料
 - （2）最年長の子ども（年齢制限なし）から順に3人目以降は無料
4. 階層区分C（所得割額57,700円以上に限る）該当する世帯で、同一世帯に小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
 - （1）小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから順に、2人目は3,800円
 - （2）小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから順に、3人目以降は無料